

大野市告示第 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 1 0 項において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による県営土地改良事業小山北部地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 2 1 年 2 月 4 日

大野市長 岡田高大

## 大字および字の区域の変更調書

県営経営体育成基盤整備事業小山北部地区

次の区域を鍬掛 7 字柳街に編入する。

大 字	字	地 番
鍬 掛	9 字 東 山	4 8 から 5 2 までの各一部

次の区域を鍬掛 1 2 字彦黒に編入する。

大 字	字	地 番
鍬 掛	7 字 柳 街	5 4 の一部
	9 字 東 山	3 7 3 8 3 9 の 1 から 3 9 の 3 まで 4 0 の 1 から 4 0 の 3 まで 4 1 から 4 5 まで 4 6 の 1 4 6 の 2 4 7 4 8 から 5 2 までの各一部
	1 6 字 堂 地	2 9 の 3 3 0 の 3 3 4 の一部 4 6 4 7 の一部 4 9 の一部
	1 7 字 下 応 沢	1 の 1 の一部 1 の 4 2 5 の一部 3 0 の一部 3 1 の一部

次の区域を鍬掛 1 7 字下応沢に編入する。

大 字	字	地 番
鍬 掛	1 6 字 堂 地	3 1 の 1 3 1 の 2 3 2 3 3 の 1 3 3 の 2 3 4 の一部 3 5 から 3 9 まで 4 0 の 1 4 0 の 2 4 1 4 2 4 3 の 1 4 3 の 2 4 4 4 5 4 7 の一部 4 8 4 9 の一部 5 0 から 5 5 まで

次の区域を鍬掛 1 9 字逆に編入する。

大 字	字	地 番
飯 降	1 字 遮 加 志	9 の一部 5 4 の一部 6 5 の一部
深 井	1 0 字 下 広 長	2 から 4 まで 5 の一部 1 2 の一部 1 4 の一部 1 6 の一部

次の区域を飯降 1 字遮加志に編入する。

大 字	字	地 番
鍬 掛	1 7 字 下 応 沢	1 2 の一部 1 3 1 4 の 1 1 4 の 2 1 5 2 5 の一部 2 7 2 8 の一部 2 9 の一部 3 1 の一部
	1 9 字 逆	1 0 の 1 から 1 0 の 3 までの各一部 1 1 から 1 3 までの各一部

次の区域を飯降2字山脇に編入する。

大字	字	地番
飯降	1字 遮加志	67
	3字 当堺	10の一部
	5字 前田	6の2 24の2 26の2
	7字 三反田	12の3 13の3 15の3 16の3 18の3 19の3 24の5
	10字 縄手	18の4の一部 23の3 25の3 26の3
	11字 神田	5の3 6の3 7の3
深井	6字 小沢	1の一部 15の一部 32から35までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を深井4字横越に編入する。

大字	字	地番
深井	3字 尻江	1 2の1から2の4まで 4 5 6の1 6の2 7から9まで 11から14まで 18の3 19の3 20の3 22の3 23の3 24の3
	6字 小沢	24の一部 25の一部 26の1 26の2 27 28の1 28の2 30の一部 31 38から40までの各一部 43 44
	17字 春日前	8の一部 9の一部
飯降	2字 山脇	25の一部
	3字 当堺	10の一部
	10字 縄手	18の4の一部 19の5
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部および深井17字春日前10、11、12、13、14の1、15に隣接介在する水路である市有地の一部		

次の区域を深井6字小沢に編入する。

大字	字	地番
飯降	2字 山脇	9の一部 25の一部 31の一部 32の一部 33

次の区域を深井10字下広長に編入する。

大字	字	地番
鍬掛	19字 逆	13の一部
飯降	1字 遮加志	10の1 10の2 49の一部 50の一部 55の一部 57の一部 58の一部 62の一部

次の区域を深井15字六反田に編入する。

大字	字	地番
深井	4字 横越	39の一部 40の一部 41 42 43の1の一部 43の2の一部 44の一部 45 46
	6字 小沢	4の一部 5から11まで 12の一部 19の2の一部 20 21 22の1から22の3 まで 23 24の一部 25の一部 30の一部 32の一部 34の一部 35の一部 36 37 38から42までの各一部
	17字 春日前	1から7まで 8の一部 29の一部 30から37まで 38の1 39から44まで 45の1から45の4まで 46 47 48の一部
	25字 六地藏前	1の1の一部 1の2 2から5までの各一部 6の1 6の2 6の3の一部 7の一部 8の一部 9の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を深井17字春日前に編入する。

大字	字	地番
深井	25字 六地藏前	9の1の一部 9の2の一部 10から18までの 各一部 19の1一部 19の2 20の1 20の2 20の3の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部		

次の区域を深井25字六地藏前に編入する。

大字	字	地番
深井	15字 六反田	22の一部 23の一部 24 25の1から25の3まで 26 27 28の一部 39から41までの各一部
上荒井	5字 縄境	24 25 26の1から26の4まで
	6字 堂ノ前	1から3まで
これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を上荒井6字堂ノ前に編入する。

大字	字	地番
上荒井	5字 縄境	33から40まで 41の一部 49の一部 50から54まで 55の1 55の2
これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を上荒井7字里城に編入する。

大 字	字	地 番
上荒井	6字 堂ノ前	10の一部 11から17まで 18の1から18の3まで 19から22まで 23の一部 36の一部 37から46 47の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部		